

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定
(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

頭川証券株式会社（以下当社といいます。）は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や口座にお預けいただく場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、その内容をご確認いただくため、当社から取引報告書がお客様に交付されます。

当社の概要

商号等	頭川証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第8号
本店所在地	〒933-0928 富山県高岡市守山町5-1		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	1億7千5百万5百円（2022年3月31日現在）		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1944年7月		
連絡先	当社管理部又はお取引のある営業店にご連絡ください。		

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

連絡窓口：管理部

住所：〒933-0928 富山県高岡市守山町5-1

電話番号：0766-22-1938

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

手数料に関する書面（目論見書補完書面）

ファンドの名称：新光 U.S.-REIT オープン 愛称：ゼウス
 運用・設定：アセットマネジメント One 株式会社
 当社購入単位：1万口以上 1万口単位

手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

【購入時】

	手数料率 (消費税込)	手数料率 (消費税抜)
購入時手数料：1,000万口未満	3.30%	/ 3.0%
1,000万口以上	2.20%	/ 2.0%

弊社における購入時手数料は、買付金額（申込口数×申込受付日の翌営業日の基準価額）に、手数料率（上記参照）を乗じて次のように計算します。

$$\text{購入時手数料} = \text{申込口数} \times \text{基準価額} \times \text{手数料率}$$

たとえば、1万口当たりの基準価額が10,000円のときに100万口を購入される場合は、
 $\text{購入時手数料} = 100\text{万口} \times (10,000 \div 10,000) \times 3.30\% \text{ (税抜 } 3.0\%) = 33,000\text{円}$ となり、
 合計1,033,000円をお支払いいただくことになります。

【換金（解約）時】

換金（解約）手数料：ありません

信託財産留保額：換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた額

【信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用】

信託報酬：純資産総額に対して年率1.683%（税抜1.53%）を乗じた額

その他費用：組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等

※その他の費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことが出来ません。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

以上